

天栄村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

天栄村教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置実施計画
- 5 関連する取り組み、今後のフォローアップ

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

第7次福島県総合教育計画に定められた「学びの変革」の実現に向け、本村教職員の児童生徒の向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学びの在り方の変革」を行い、天栄村で働く教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感をもって健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とし、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するもの。

(2) 天栄村の現状

天栄村では、令和元年に「天栄村小・中学校の勤務時間の上限に関するガイドライン（指針）を定め教職員の時間外在校時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

また、令和3年には、「天栄村立小学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」を定め、「村立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」を基にして様々な取り組みを行った。

こうした取り組みの結果、本村における教職員の時間外在校時間等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校時間等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31.8時間	12.5%	2.6%
中学校	月41.7時間	30.1%	3.4%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 全職員の時間外在校等時間を月45時間以内かつ年360時間以内にする。
- イ 児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%まで減少させる。【R7 9.7%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を83%以下にする。【R7 83%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 福島県教育委員会「教職員働き方改革アクションプラン」（令和6年度～令和11年度）の期間に合わせることをとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常적인見守り活動
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計への回答
 - ・ 調査内容、回答方法等を精査し、電子メールや Web フォームでの回答等を取り入れ、学校の調査・回答に係る事務負担を軽減する。
- 部活動の負担軽減
 - ・ 『天栄村立小・中学校の運動部活動について（指針）』に基づき、「部活動休養日」の完全実施、効果的な練習の実施の他、部活動指導員の配置拡充等、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
 - ・ 近隣の自治体との広域連携を模索し、令和11年度までに原則休日の全ての部活動地域展開の実現を目指す。
- 校舎の解錠・施錠
 - ・ 職員間の役割分担を見直し、教頭等特定の職員に責任や負担が集中しないよう環境を整備する。

ウ 教師の業務ではあるが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備・学習評価や成績処理
 - ・ 授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。
 - ・ ICT 等の活用により授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ 児童生徒の実態に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門的人材等と教師の協働・連携を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校は、原則、標準授業時数で教育課程を実施する。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直す。
- 清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- 心身の健康問題について相談窓口を設置し、必要に応じて医師等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対し取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、天栄村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムで把握し、その他目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし合わせて課題がみられるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休息時間の確保が課題となっている学校に対しては、該当年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を推進する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の住民に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の事項について協力を得られるように取り組む。